

"妊婦のための支援給付"

のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、 妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか? 岩美町役場子ども未来課では、 給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に 丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

対象者(※1)

妊娠している方

4 支給額

妊婦給付認定後

5元四

妊娠している こどもの人数の届出後 妊娠 している こどもの人数×5万円

🖴 給付と面談をセットで実施

岩美町役場子ども 未来課へ

窓口で給付の申請をしてく ださい。その際、妊娠・出産 の不安や困りごとの相談が 可能です。





伴走型で 相談支援します

相談を通じて、利用でき る制度やサービスをご紹 介します。





グ 妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますの で、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。



①妊婦給付認定申請・・・・妊娠届出時に申請してください。

②妊娠しているこどもの人数の届出 …妊娠8~9か月頃に申請書類を送付しますので、 返信用封筒で提出してください。

(※1)流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出るこ とができます。

【お問合せ先】

岩美町役場 子ども未来課 電話 0857-73-1424

ノビもまんなか こども家庭庁